

■ どんな活動ができるの？

これまでの生涯学習活動に加え、地域コミュニティ活動に伴う販売行為や有料イベントなどができるようになりました。アイデア次第で、地域の活性化につながるさまざまな活動が可能です。

【活動の例】

● 手作り品のバザー



● 健康教室



● 地場産野菜の販売



● 婚活パーティー



● キッチンカー



● 地域活性化の有料講演会



■ 生涯学習の充実にも引き続き取り組みます

これまで公民館で行ってきた自主学習活動への支援、生涯学習に関する講座・教室や放課後子ども教室の開催については、コミュニティセンターでも積極的に取り組んでいきます。利用者の皆さんのニーズを踏まえて、企画を検討していきますので、ご希望の講座などがあれば気軽に最寄りのコミュニティセンターにご相談ください。

● 味噌づくり教室



● スマホ相談会



● 放課後子ども教室



■ 申請はネット予約が便利です

施設を使われる際には、事前に使用申請が必要です。窓口での紙申請のほか、インターネットで予約が可能です。お持ちのスマホやパソコンから24時間受け付けできますので、ぜひご利用ください。

なお、初めてネット予約を利用される方は事前登録が必要となりますので、詳しくは市HPをご覧ください。



◀市HP「公共施設の利用はインターネット予約が便利です！」

■ インスタグラムで情報発信中

コミュニティセンターでは公式Instagramを開設しています。

イベント情報、団体の活動状況、各地区の魅力、施設の空き状況など、各コミュニティセンターの最新情報を発信していますので、ぜひご覧ください。



◀市HP「コミュニティセンターの情報をInstagramで発信中！」

問い合わせ先

コミュニティセンターについて 総務課 ☎22-8101
生涯学習について 生涯学習課 ☎25-8318

令和8年4月～

公民館が **コミュニティセンター** に生まれ変わりました (通称：コミセン)

■ 背景と目的

公民館は社会教育施設として、社会教育や生涯学習を推進する場ですが、コミュニティの希薄化や担い手不足が顕在化する中で、地域コミュニティの拠点としての役割が大きくなっています。

また、地域や利用者のニーズが多様化し、多世代交流、防災拠点など公民館の枠を超えた役割が求められています。

このため、令和8年4月から公民館をコミュニティセンターに移行し、地域づくり、地域コミュニティ形成に役立つ施設として、より開かれた地域の拠点を目指します。



■ 何が変わったの？

変わったもの	これまで	これから
①名称	〇〇公民館	〇〇コミュニティセンター
②管理主体	教育委員会	市長部局
③施設の目的	・社会教育、生涯学習活動の拠点	・地域コミュニティ活動の拠点 ・社会教育、生涯学習活動の拠点
④活動内容	・生涯学習講座、放課後子ども教室の開催 ・地区団体や自主学習教室の支援 ・貸館（地区団体、グループ、個人など）	左記の活動に加えて ・地域コミュニティ活動に伴う販売行為や有料イベントの開催 ・貸館（企業、個人事業主、政治団体） が可能となり、地域コミュニティの活性化につながる取り組みなど、これまで以上に多様な使い方ができるようになりました。

また、これまでどおり地区団体や自主学習活動をされている皆さんの活動に影響が出ないように、次のとおり申請期間や使用料に区分を設けました。

(これまで活動されている市内団体や個人の方は、申請期間や使用料の変更はありません。)

申請者区分	申請期間		使用料	
	これまで	これから	これまで	これから
・地区団体 ・自主学習グループ ・社会教育団体 ・行政機関 ・個人 など	(使用日の) 6カ月前	変更なし	通常料金 (一部減免あり)	変更なし + 市外であれば市外料金 営利であれば営利料金 + 冷暖房を使用すれば加算 (市外・営利のみ)
・政治団体【新】				営利料金 + 市外であれば市外料金 + 冷暖房を使用すれば加算
・企業など営利団体 ・個人事業主【新】	-	(使用日の) 2カ月前	-	

※使用料の詳細は、各コミュニティセンターのHPをご覧ください。